

岩手県告示第419号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第1項の規定により、同条例第5条第1項の規定による次の届出について意見を有しない旨通知した。

令和5年8月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 ダイナステージ株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）結まち滝沢クロス 滝沢市鶴飼字先古川3番1ほか88筆
- 3 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和5年8月15日から同年9月15日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、八幡平市役所、滝沢市役所及び雫石町役場